

ご案内

4月から町田市で手続きが行えます

風致地区内の許可申請

都からの権限移譲に伴い、4月1日から市内の風致地区内における建築や土地造成等の許可申請手続きが、町田市で行えるようになります。

なお、町田市風致地区条例及び施行規則は町田市ホームページでご覧いただけます。

建築開発審査課 ☎724・4273 FAX050・3161・5899

シンポジウム

「精神障がい者が働き続けるために」2018年雇用義務化に向けて

3月1日(土) 午後1時30分〜4時30分

場ホテルザ・エルシー町田

基調講演、当事者の就労体験談、パネルディスカッション(企業・医療・支援の立場から)

講師(特) JSN統括所長・金塚たかし氏、ながやまメンタルクリニック・千田若菜氏

他

定100人(申し込み順)

参加申込書(町田市障がい者就労・生活支援センター)

配布、同センターのホームページでダウンロードも可

氏名(ふりがな)・電話番号を記入し、2月21日までにFAXで同センター

レックス ☎728・3162

FAX728・3164 (電)

話申し込み可。町田市民課 ☎724・2147 FAX050・3101・1653

講習会(入門編)

市内在住で、雑木林の管理やボランティア活動を行いたい方

平日コース 2月26日(水)、27日(木)、休日コース 3月1日(土)、2日(日)、いずれも午前10時〜午後3時、各全2回(各コースとも同一内容)

場七国山ファーマーズセンター

雑木林の保全・再生に必要な基本的な管理技術、安全管理、刈払機の使い方と実習、竹の伐採と整理方法等

定各15人程度(抽選) 申込後ハガキに講習会名・希望コース・住所・氏名(ふりがな)・電話番号・年齢を明記し、2月17日まで(必着)に公園緑地課(〒194-8520、森野2-2-22)へ。

講習会(入門編)

公園緑地課 ☎724・4399 FAX050・3161・6269

景観まちづくり

市では、市民・事業者・行政が協働して「地域の個性や魅力を生かした良好な景観づくり」に取り組んでいます。

今回、町田市景観賞表彰式、景観づくり市民サポーターの活動実績報告と講演会「景観まちづくりの現状と今後の課題」を行います。

4267 FAX050・3161・6013

3月1日(土) 午後1時30分〜4時40分 国際版画美術館

講習会(入門編)

町田市在住で、雑木林の管理やボランティア活動を行いたい方

平日コース 2月26日(水)、27日(木)、休日コース 3月1日(土)、2日(日)、いずれも午前10時〜午後3時、各全2回(各コースとも同一内容)

場七国山ファーマーズセンター

雑木林の保全・再生に必要な基本的な管理技術、安全管理、刈払機の使い方と実習、竹の伐採と整理方法等

分所定の申込書(障がい福祉課で配布、町田市ホームページでダウンロードも可)に記入し、3月7日まで(必着)に直接または郵送で障がい福祉課へ。

講習会(入門編)

公園緑地課 ☎724・4399 FAX050・3161・6269

景観まちづくり

市では、市民・事業者・行政が協働して「地域の個性や魅力を生かした良好な景観づくり」に取り組んでいます。

今回、町田市景観賞表彰式、景観づくり市民サポーターの活動実績報告と講演会「景観まちづくりの現状と今後の課題」を行います。

4267 FAX050・3161・6013

※直接会場へおいで下さい。3月2日(日) 午後1時30分〜3時30分

講習会(入門編)

町田市在住で、雑木林の管理やボランティア活動を行いたい方

平日コース 2月26日(水)、27日(木)、休日コース 3月1日(土)、2日(日)、いずれも午前10時〜午後3時、各全2回(各コースとも同一内容)

場七国山ファーマーズセンター

雑木林の保全・再生に必要な基本的な管理技術、安全管理、刈払機の使い方と実習、竹の伐採と整理方法等

町田市市民フォーラム3階ホール 定188人(先着順) 町田国際交流センター ☎722・4260 FAX722・5330

講習会(入門編)

町田市在住で、雑木林の管理やボランティア活動を行いたい方

平日コース 2月26日(水)、27日(木)、休日コース 3月1日(土)、2日(日)、いずれも午前10時〜午後3時、各全2回(各コースとも同一内容)

場七国山ファーマーズセンター

雑木林の保全・再生に必要な基本的な管理技術、安全管理、刈払機の使い方と実習、竹の伐採と整理方法等

町田市市民フォーラム3階ホール 定188人(先着順) 町田国際交流センター ☎722・4260 FAX722・5330

講習会(入門編)

町田市在住で、雑木林の管理やボランティア活動を行いたい方

平日コース 2月26日(水)、27日(木)、休日コース 3月1日(土)、2日(日)、いずれも午前10時〜午後3時、各全2回(各コースとも同一内容)

場七国山ファーマーズセンター

雑木林の保全・再生に必要な基本的な管理技術、安全管理、刈払機の使い方と実習、竹の伐採と整理方法等

バイク・軽自動車は4月1日現在で課税

軽自動車税は、4月1日現在、市内に定置場(使用しない時に主に駐車する場所)があるバイク・軽自動車を所有している方に課税します。

次の①〜⑥のいずれかに該当する方は、登録・廃車・名義変更等の手続きを3月末までに行ってください。

①町田市に転入し、前住所地のナンバープレートがついたバイク等をお持ちの方

②町田市外に転出する方でバイク等をお持ちの方

③バイク等を廃棄処分し現在所有していないが、まだ廃車手続きをしていない方

④バイク等が盗難に遭った方

⑤バイク等を譲り受け、まだ名義変更をしていない方

⑥バイク等を他人に譲り、譲り受け人と連絡不能のため、名義変更されず、課税されている方

各窓口とも3月は大変混み合いますので、手続きはお早めにお願ひします。

125cc以下の原付バイクと小型特殊自動車 市民税課 ☎724・2113、忠生市民センター ☎791・2802、鶴川市民センター ☎735・5704 (いずれも平日

のみ) 125ccを超えるバイク 多摩自動車検査登録事務所 ☎050・5540・2033

軽三輪・軽四輪自動車 軽自動車検査協会多摩支所 ☎042・358・1411

125ccを超えるバイク及び軽四輪等は、名義変更や廃車手続きのほかに、税申告の確認して下さい。

町田市の鳥「カワセミ」と乗師池をデザインした、町田市オリジナルのナンバープレートを無料で交付しています。

現在発行可能なナンバーから好きな数字を選ぶことができ、また既存のナンバープレートとの交換も可能です。

交付場所 市民税課(市庁舎2階)

原動機付自転車(総排気量50cc以下(白)・90cc以下(黄)・125cc以下(ピンク))に



日本語発声会

町田日本語の会、町田国際交流センターで、日本語を学んでいる皆さんによる発表会です。

日本に来て驚いたことや楽しかったこと等を聞くことができます。

3月16日(日) 午前9時30分

場七国山ファーマーズセンター

町田市民課 ☎724・2113 FAX050・3085・6084

軽自動車税は、4月1日現在、市内に定置場(使用しない時に主に駐車する場所)があるバイク・軽自動車を所有している方に課税します。

次の①〜⑥のいずれかに該当する方は、登録・廃車・名義変更等の手続きを3月末までに行ってください。

①町田市に転入し、前住所地のナンバープレートがついたバイク等をお持ちの方

②町田市外に転出する方でバイク等をお持ちの方

③バイク等を廃棄処分し現在所有していないが、まだ廃車手続きをしていない方

④バイク等が盗難に遭った方

⑤バイク等を譲り受け、まだ名義変更をしていない方

⑥バイク等を他人に譲り、譲り受け人と連絡不能のため、名義変更されず、課税されている方

日本語発声会

町田日本語の会、町田国際交流センターで、日本語を学んでいる皆さんによる発表会です。

日本に来て驚いたことや楽しかったこと等を聞くことができます。

3月16日(日) 午前9時30分

場七国山ファーマーズセンター

町田市民課 ☎724・2113 FAX050・3085・6084

軽自動車税は、4月1日現在、市内に定置場(使用しない時に主に駐車する場所)があるバイク・軽自動車を所有している方に課税します。

次の①〜⑥のいずれかに該当する方は、登録・廃車・名義変更等の手続きを3月末までに行ってください。

①町田市に転入し、前住所地のナンバープレートがついたバイク等をお持ちの方

②町田市外に転出する方でバイク等をお持ちの方

③バイク等を廃棄処分し現在所有していないが、まだ廃車手続きをしていない方

④バイク等が盗難に遭った方

⑤バイク等を譲り受け、まだ名義変更をしていない方

⑥バイク等を他人に譲り、譲り受け人と連絡不能のため、名義変更されず、課税されている方

AEDを導入します

4台のAED(自動体外式除細動器)を導入しました。

町田市消防団員募集中

詳細は、防災安全課へお問い合わせ下さい。

町田市消防団員募集中

町田市市民課 ☎724・2113 FAX050・3085・6084

軽自動車税は、4月1日現在、市内に定置場(使用しない時に主に駐車する場所)があるバイク・軽自動車を所有している方に課税します。

次の①〜⑥のいずれかに該当する方は、登録・廃車・名義変更等の手続きを3月末までに行ってください。

①町田市に転入し、前住所地のナンバープレートがついたバイク等をお持ちの方

②町田市外に転出する方でバイク等をお持ちの方

③バイク等を廃棄処分し現在所有していないが、まだ廃車手続きをしていない方

④バイク等が盗難に遭った方

⑤バイク等を譲り受け、まだ名義変更をしていない方

⑥バイク等を他人に譲り、譲り受け人と連絡不能のため、名義変更されず、課税されている方

高額介護合算療養費のお知らせ

高額介護合算療養費制度とは、世帯内で「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担額があり、その合計額が基準を超えた場合(表1)に、申請により超えた額を払い戻す制度です。

2013年7月31日現在加入していた医療保険担当へお問

い合わせ下さい。

町田市市民課 ☎724・2113 FAX050・3085・6084

軽自動車税は、4月1日現在、市内に定置場(使用しない時に主に駐車する場所)があるバイク・軽自動車を所有している方に課税します。

町田市の鳥「カワセミ」と乗師池をデザインした、町田市オリジナルのナンバープレートを無料で交付しています。

現在発行可能なナンバーから好きな数字を選ぶことができ、また既存のナンバープレートとの交換も可能です。

交付場所 市民税課(市庁舎2階)

原動機付自転車(総排気量50cc以下(白)・90cc以下(黄)・125cc以下(ピンク))に

町田市民課 ☎724・2113 FAX050・3085・6084

軽自動車税は、4月1日現在、市内に定置場(使用しない時に主に駐車する場所)があるバイク・軽自動車を所有している方に課税します。

次の①〜⑥のいずれかに該当する方は、登録・廃車・名義変更等の手続きを3月末までに行ってください。



町田市フォトサロン

2月18日(火)〜20日(木)の期間、館内清掃のため、臨時休館します。

町田市民課 ☎724・2113 FAX050・3085・6084

町田市民課 ☎724・2113 FAX050・3085・6084

町田市民課 ☎724・2113 FAX050・3085・6084

町田市民課 ☎724・2113 FAX050・3085・6084

町田市民課 ☎724・2113 FAX050・3085・6084

町田市民課 ☎724・2113 FAX050・3085・6084

町田市民課 ☎724・2113 FAX050・3085・6084

町田市民課 ☎724・2113 FAX050・3085・6084

町田市民課 ☎724・2113 FAX050・3085・6084

町田市民課 ☎724・2113 FAX050・3085・6084

町田市民課 ☎724・2113 FAX050・3085・6084

町田市民課 ☎724・2113 FAX050・3085・6084

Table 1: High-cost nursing care combined medical expenses self-payment limit table. Columns include Age, Insurance System, Current Status, and Tax District (General, Resident Tax Non-tax, District II, District I).

Table 2: Items not included in 'self-payment'. Categories include Medical (high-cost nursing care), Nursing (high-cost nursing care), and High-cost nursing care (nursing care services).